

新型コロナウイルス感染症への対応について

2020年3月2日

(2020年3月5日更新)

(2020年3月19日更新)

新型コロナウイルス感染症対策本部長
奈良女子大学長 今岡 春樹

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への本学の対応について、国内外における感染地域の拡大に伴う本学関係者への感染リスクの増大を受け、2月28日付けで「奈良女子大学新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、全学体制で本事案に対処することとなりました。

令和2年3月5日付けの内容を更新し、最新の状況に基づき、これまでお示した点も含め本学における対応を改めて取りまとめましたので、学生及び教職員についてはこの内容に従って引き続き適切な対応をお願いします。

なお、この内容については今後の状況の変化により変更する場合がありますので、各自、必ず定期的に確認するようお願いします。

記

<奈良女子大学における対応>

I. 感染予防対策について【新規】

新型コロナウイルス感染症とは発熱やのどの痛み、咳が長引くことが（1週間前後）多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える方が多く、通常の風邪やインフルエンザでは3日程度で軽快化していくのとは対照的に、重症化していく傾向があることが特長です。また、飛沫感染と接触感染により感染しますので日頃から以下の点を心がけてください。

①日常生活での注意事項

- ・こまめに石鹸で手洗いし、アルコール消毒をする。
- ・マスクを着用する等、咳エチケットを心がける。
- ・人込みの多い場所を避ける。
- ・不要不急の外出を控える。
- ・長時間の公共交通機関の利用を避ける。

②毎朝検温し、37.5℃以上の発熱がある場合は、登校・出勤を控えてください。症状がおさまるまでは、毎日体温を検温し、症状とともに記録してください。

③37.5℃以上の発熱が4日間以上（持病のある人は2日以上）継続、あるいは強いだるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）がみられる場合は、本学保健管理センターに連絡するとともに、最寄りの帰国者・接触者相談センターに連絡してください。

◇奈良女子大学 保健管理センター 0742-20-3782

◇奈良県庁 帰国者・接触者相談センター 0742-27-1132

II. 海外から渡日・帰国する本学学生及び教職員に関する取扱い

1. 本学では、以下に該当する者について、当該感染症の症状の有無に関わらず出席・出勤停止とし、自宅待機を命ずることとしました。

①外務省 感染症危険情報により「感染症危険レベル3」と指定された国・地域からの帰国・渡日者

②外務省 感染症危険情報により「感染症危険レベル2」と指定された国・地域からの帰国・渡日者

(参考) 外務省 海外安全ホームページ <https://www.anzen.mofa.go.jp/>

外務省「感染症危険情報」とは? https://www.anzen.mofa.go.jp/masters/kansen_risk.html

▷自宅待機を命ずる期間：日本への帰国日から起算して14日間

※上記該当者は、空港から自宅までの公共交通機関を使用しないことが要請されています。ご自身で移動手段を確保する必要がありますのでご注意ください。

※在留資格認定証明書について、感染症の感染が拡大している状況を鑑み、通常は「3ヶ月間」有効な在留資格認知証明書を、当面の間「6ヶ月間」有効なものとして取り扱うことになりました。詳しくは、下記HPによりご確認ください。

法務省ホームページ <http://www.moj.go.jp/content/001316712.pdf>

③日本国内外において、新型コロナウイルス感染症の感染者と接触があったと判断される者

▷自宅待機を命ずる期間：接触があったと判断される日から起算して14日間

・上記の該当者は本学保健管理センターに連絡するとともに、発熱・呼吸器症状がある場合は、速やかに最寄りの帰国者・接触者相談センターに連絡してください。

◇奈良女子大学 保健管理センター 0742-20-3782

◇奈良県庁 帰国者・接触者相談センター 0742-27-1132

・該当する教職員について、上記の自宅待機の期間中は職務専念義務を免除とします。

・該当する学生の出席や試験などについては公欠の対象となります。質問等があれば学務課各担当係にメール (gakumuka@cc.nara-wu.ac.jp) 又は電話でご相談ください。

電話番号は、0742-20 に続いて、次の番号です。

文学部係 3328 理学部係 3257 生活環境学部係 3498 大学院係 3911 学務係 3233

2. 上記①②に該当する地域から渡日する令和2年4月入学生の措置は個別に対応しますので、国際課留学生係にメール (ryugakusei@cc.nara-wu.ac.jp) でご相談ください。

3. 「感染症危険レベル1」と指定された国・地域からの帰国者は、症状の有無に関わらず保健管理センターに速やかに連絡してください。なお、出席・出勤は症状がなければ可としますが、2週間の健康観察が必要ですので、保健管理センターにご相談ください。

4. その他の国・地域からの帰国者については2週間の健康観察を推奨しています。

5. 不安や心配がある場合は、保健管理センターにご相談ください。

III. 海外渡航について【新規】

学生及び教職員の海外渡航の取扱いについては私事渡航も含めて以下のとおりとします。また、必要な届出を行ってください。

なお、感染症危険レベルは状況によって変更されますので定期的に以下のページにより確認してください。

【外務省 海外安全ホームページ】 <https://www.anzen.mofa.go.jp/>

①「感染症危険レベル2」以上に指定された国・地域への渡航

学生、教職員ともに渡航しないでください。

②「感染症危険レベル1」に指定された国・地域への渡航

学生は原則渡航しないでください。教職員は不要不急の渡航は自粛してください。やむを得ず渡航が必要な場合は、以下の点について留意してください。

- ・公私に関わらず渡航先での連絡先を職場・家族・友人に必ず知らせていてください。
- ・健康保険や、感染症治療に対応する旅行保険等に必ず加入してください。
- ・外務省の渡航登録サービス（たびレジ）へ必ず登録し、渡航中は、現地の感染症に関する情報の収集を心がけてください。
- ・帰国後は体調の変化に十分注意してください。

③その他の国・地域

学生、教職員ともに不要不急の渡航は自粛してください。やむを得ず渡航が必要な場合は、上記②の留意事項に従ってください。

IV. 海外からの研究者等の受入について【新規】

海外からの研究者等の受入については、以下のとおりとします。

- ①「感染症危険レベル2」以上の国・地域からの研究者等の受入については中止又は延期してください。
- ②「感染症危険レベル1」及び感染症危険情報が出されていない国・地域からの研究者等の受入についてもやむを得ない場合を除き、中止又は延期を検討してください。

V. 国内旅行（出張を含む）について【新規】

不要不急の国内旅行（出張を含む）は控えてください。特に感染者数の多い地域への旅行は中止・延期を検討してください。

VI. 課外活動について【新規】

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、課外活動団体・サークルでの活動(練習, 対外試合, 合宿, 遠征等)や集会(食事会, 飲み会等)に際しては、自粛を要請します。当面4月20日までは、以下の対応を取るようお願いいたします。

- ①活動や集会は、中止又は延期するなどして、濃厚接触の機会を減らすよう努めてください。
- ②実施が避けられない活動については、衛生管理に十分に努めて、開催方式を工夫してください。

VII. イベント等開催に関する取扱い

1. 当面4月20日までは、大学主催のイベントや集会については一部を除き開催中止または延期します。ただし、卒業式や入学試験などは、感染予防に配慮したうえで実施します。
2. 謝恩会や送別会等の飲食を伴う集会については、現在の状況を鑑みたうえで、改めて開催の検討をお願いいたします。

いします。なお、中止や延期が難しく開催せざるを得ない場合は、「食事の提供形式の見直し（ビュッフェ形式は控える等）」「消毒用アルコールの設置」「風邪のような症状の人には参加しないよう呼びかける」など、参加者の安全を第一に考えた衛生管理の徹底をお願いします。

3. 他機関との共催によるイベントなど中止や延期が難しい場合や、既に予約を受け付けていて学外者に本学施設を貸し出して使用させる場合は、以下の対応を要請します。

- ・会場各所への消毒用アルコール設置
- ・参加者全員のマスクの持参と着用
- ・換気をこまめに行うこと
- ・会場の椅子の間隔を空けて、参加者間のスペースを確保すること
- ・会場に設置する椅子等、参加者が接触する設備のアルコール消毒液による拭き取り（使用前後に必ず行うこと）
- ・参加者名簿の作成（氏名、住所、電話番号、メールアドレス）

VIII. 教職員の就業等について【新規】

1. 新型コロナウイルスに感染していると診断された場合、感染者の接触者と判断された場合、または、感染症危険レベルが2以上の国・地域からの帰国・渡国者に該当し、就業が制限され業務に従事できない教職員については、職務専念義務免除として取り扱います。

2. 附属学校の休校やカウンセリングの中止などに伴い、休業しなくてはならなくなった教職員（非常勤講師や非常勤職員等）については、労働基準法に基づき賃金の100分の60の休業手当を支給します。

3. 公共交通機関を利用している教職員のうち、新型コロナウイルスの感染予防を目的とする混雑回避が必要な教職員については、所属長の了承を得たうえで時差通勤を認めます。

（時差出勤により出退勤時間に変更が生じた場合は、出勤簿の『勤務時間』欄に実際の出退勤時間を書き入れ、『備考』欄に「時差出勤」と記載すること）

4. 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校等の臨時休校に伴い、子供の世話をを行うため、勤務しないことが相当であると認められる教職員については、小学校等の春休み開始の前日までの期間は、有給の特別休暇とします。

（休暇簿（特別休暇等用）により届出（1日単位、時間単位可能）。理由欄に「出勤困難のため」、備考欄に「子供〇〇が通う〇〇小学校が臨時休校となったため」（記載例）と記載すること。なお、出勤簿には押印欄に「特休」、備考欄に「出勤困難のため」と記載すること）

IX. その他

1. 当面4月20日までは、大学構内（生協食堂含む）への学外者の入構を制限・禁止します。

2. 10名以上集まる会合をする場合は、マスクの着用、こまめな換気等衛生管理の徹底を心掛けてください。

3. 就職活動やキャリア関係のイベント参加や、アルバイトに従事する際は、マスクを着用するなど衛生管理の徹底を心掛けてください。